

7 佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

令和7年2月6日及び2月17日に実施した行政監査について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和7年2月28日

佐々町監査委員 野口 未裕
佐々町監査委員 永安 文男

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査

2. 監査の対象

- ①公用車の管理及び安全対策について
(令和6年12月31日時点で町が保有している公用車を管理する課のうち2つを抽出)
 - (1) 総務課 (保有台数13台)
 - (2) 保険環境課 (保有台数3台)
- ②プロポーザル方式の契約について
(令和6年4月1日から令和6年12月31日までにプロポーザル方式で締結した契約のうち4件を抽出)
 - (1) 広報紙作成業務委託
 - (2) 放課後児童健全育成事業運営業務委託 (口石小学校区)
 - (3) 放課後児童健全育成事業運営業務委託 (佐々小学校区)
 - (4) 放課後児童健全育成事業運営業務委託 (民間施設)
- ③災害時の物資の備蓄及び管理について
(令和6年12月31日時点で町が備蓄している物資)

3. 監査の期間 令和7年2月6日(木曜日)、令和7年2月17日(月曜日)

4. 監査の方法

起案文書等の書類をもとに、入札、契約の内容や理由、業務の状況等についてヒアリングを実施した。

5. 監査の着眼点

- ①-1 適切な配置や更新がなされているか
- ①-2 運行管理や保管が適正、効率的に行われているか
- ①-3 点検や整備等が適正に行われているか
- ①-4 安全対策は適正に行われているか

- ②-1 プロポーザル方式を採用した根拠及び理由は明確か
- ②-2 実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適正に行われているか
- ②-3 事業者の選定について、透明性、公平性及び競争性は確保されているか
- ②-4 随意契約に関する事務手続は適正か

- ③-1 物資の備蓄は適正に行われ、計画的に整備されているか
- ③-2 物資の管理・保管は適切に行われているか
- ③-3 物資の供給体制は適切か
- ③-4 物資の備蓄に係る周知はどのように行われているか
- ③-5 家庭内備蓄に対する啓発は行われているか

6. 監査の結果

事務処理について、法令や佐々町の条例規則に基づき適正に処理され、執行されていた。

公用車については、すべて車輛運行記録・報告簿が整備されており、車検証や自賠責保険証書の携帯、異状の有無について記録するようになっていた。また、令和4年4月1日から運転前後の酒気帯びの有無確認が義務化されたことに伴い、各課にアルコール検知器が配付され、運転前後にアルコールチェックを実施している。ドライブレコーダーについては、公道を走行する車輛には前のみ設置し、新車購入の際には必ず前後に設置するようにしている。リース車輛についても、ドライブレコーダーが設置されているものを選択している。

プロポーザル方式の契約は、専門的な技術や経験等を必要とする業務について、価格競争によらず優れた企画提案を求めるものであり、今回監査した事業においては、採用した理由の適切性が認められた。なお、公募型プロポーザル方式が採用されていた。いずれも、実施要領を作成し、選定委員会を設置して審査を実施されていた。

災害時の物資の備蓄については、整備計画に従い、令和6年度は簡易トイレ、レトルト食品、保存水、液体ミルクを購入している。地域交流センター及び多世代包括支援センターで保管されており、消費期限等の管理はデータで行われている。

7. 指摘事項

災害時の備蓄品について、液体ミルク等の消費期限が迫ってきたものを子育て世帯に配付するなど、有効活用されている点は評価できるが、その利用用途等の決裁がとられていない。物資の処理が明確になるよう、事務処理を改めること。

8. その他特記事項

対象① 公用車の管理及び安全対策について

(1) 総務課

車輛運行記録・報告簿について、管理職が記載内容の確認まではされていなかったため、公用車の私的使用等を防ぐ意味でも、定期的なチェック体制の構築に努められたい。

任意保険については総務課で取りまとめをしているが、買い替えの時期等は各課で判断しており、すべての公用車が常時安全に使用できるよう、全庁的に維持管理を行う必要があると考える。

公用スマートフォンのアプリによるアルコールチェック機能も検討されていることから、安全対策について引き続き研究されたい。

(2) 保険環境課

アルコールチェックについて、運転後の記入がないものが見受けられたため、運転前後で必ずチェックするよう徹底されたい。

また、佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合から譲り受けた車輛について、一部事務組合が所有している時に車検切れの時期があることが判明した。本町が譲り受けてからは適正に法定点検がなされているが、他自治体でも公用車の車検切れの事例が発生していることから、車検漏れをなくするための全庁的な事務手順等の確立に努められたい。

対象② プロポーザル方式の契約について

(1) 広報紙作成業務委託

住民にアンケート調査等を実施し、プロポーザル方式を採用した目的が達成されているかについて検証が必要であると考えます。

また、他自治体の広報紙と比較し、より住民に読んでもらえる広報紙作成に努められたい。

(2) 放課後児童健全育成事業運営業務委託（口石小学校区）

(3) 放課後児童健全育成事業運営業務委託（佐々小学校区）

(4) 放課後児童健全育成事業運営業務委託（民間施設）

審査委員会において、委員によって点数にばらつきが見られたため、評価基準を見直すなど、透明性及び公平性の確保に努められたい。

また、学校から民間施設までの送迎について、置き去り防止対策など安全面のチェック体制を構築されたい。

対象③ 災害時の物資の備蓄及び管理について

どの避難所にどれだけの物資を持っていくのかなど、物資の供給体制について、他自治体を参考に整備を進められたい。

また、家庭内備蓄に対する啓発活動に力を入れるとともに、非常持ち出し品の購入に対する補助金等についても検討されたい。

9. その他 特になし。